

2025 年 7 月 3 日
日本公認会計士協会

みなし登録上場会社等監査人の登録の審査の終了について（お知らせ）

2024 年 10 月 1 日付けの会長声明「上場会社等監査人登録制度に係る対応について」のとおり、当協会は、みなし登録上場会社等監査人の登録の審査を進めてまいりました。

このたび、法令で定められた経過期間の終了日（2024 年 9 月 30 日）までに登録の申請があった全てのみなし登録上場会社等監査人について、審査が終了しましたので、お知らせいたします。

これに伴い、2025 年 7 月 1 日時点における登録上場会社等監査人（2023 年 4 月 1 日からの制度導入後に新規に登録を受けた監査事務所を含む。）は 127 事務所となりました。登録上場会社等監査人の概要情報は、当協会のウェブサイト「[登録上場会社等監査人情報](#)」からご確認いただけます。

なお、当協会は、登録上場会社等監査人の監査品質の向上に向けた指導・監督機能の発揮が、引き続き重要な課題であると認識しています。このため、当協会は、登録上場会社等監査人に対する品質管理レビューにおいては、2024 年度以降、品質管理体制の整備状況に加え、運用状況についても、“より高い規律付け”が果たされているかの確認を進めています。また、2024 年 7 月以降は、中小監査事務所においても、改訂品質管理基準への対応や、監査事務所のガバナンス・コードの適用及びその状況の公表などが順次求められていくことを踏まえ、当協会は、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の改正を行い¹、情報開示に当たっての着眼点を提示するとともに、品質管理レビューを通じて、法令等に準拠した情報開示の状況の確認を実施していきます。

当協会は、深度あるモニタリングを引き続き実施し、監査事務所の品質管理上のリスクを適切に把握するとともに、監査事務所による、不備の根本原因の自律的な究明に資するような、実効的な指導・監督に、今後も取り組んでまいります。

以 上

¹ 2024 年 8 月 9 日改正。なお、このお知らせの時点では、2025 年 6 月 19 日改正のガイドライン（https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250620cgj.html）が最新のものとなります。